

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成27年6月10日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時52分

出席者 委 員 委員長 広瀬 義明
針谷 正夫 青木 一男 坂東 一敏
古沢 ちい子 大武 真一 小堀 良江
梅澤 米満
議 長 関口 孫一郎
傍聴者 大谷 好一 茂呂 健市 針谷 育造
広瀬 昌子 小久保 かおる 白石 幹男
大阿久 岩人 大川 秀子 長 芳孝
千葉 正弘 入野 登志子 福富 善明
海老原 恵子 岡 賢治 福田 裕司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則夫 議事課長 稲葉 隆造
主 査 石塚 誠 主 査 福田 博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	茅 原	剛
教 育 部 長	小 林 勝	夫
教 育 副 部 長	鵜 飼 信	行
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島 純	一
商 工 観 光 課 長	増 山 昌	章
農 林 課 長	石 川 利	方
教 育 総 務 課 長	松 本 静	男
学 校 教 育 課 長	島 田 芳	行
生 涯 学 習 課 長	小 林 章	二
生 涯 学 習 課 主 幹	茂 木	隆
岩 舟 総 合 支 所 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕

平成27年第2回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成27年6月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第69号 栃木市横山郷土館条例の制定について
- 日程第 2 議案第75号 栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第79号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬義明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬義明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬義明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第69号 栃木市横山郷土館条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第69号 栃木市横山郷土館条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書94ページ、議案説明書は108ページをごらんいただきたいと思います。初めに議案説明書の108ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、3月末に寄附を受け入れいたしました横山郷土館につきまして、横山家の居宅及び店舗に関する資料等を展示、保管、それから郷土の歴史を長く後世に伝えるとともに観光事業の振興を図る施設として、栃木市横山郷土館として設置するために本条例を制定したいというものであります。参照条文についての説明は省略させていただきます。

議案書の94ページをお開き願います。議案第69号 栃木市横山郷土館条例につきまして、隣の95ページから98ページにありますとおり制定したいというものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は当施設の設置について、第2条は名称及び位置について定めております。第3条は事業について定めておりまして、横山郷土館に関する資料の展示及び保管に関することや観光情報等の収集、発信に関する事などとしております。第4条は開館時間、次の第5条では休館日について定めておりまして、開館時間につきましては午前9時から午後5時、休

館日につきましては、祝日を除く月曜日及び12月29日から翌年1月3日としております。第6条につきましては入館料を定めておりまして、個人を300円、20人以上の団体を200円といたしまして、未就学児、小学生、中学生等につきましては無料とさせていただきたいというものであります。第7条につきましては入館料の減免、第8条は入館料の不還付、第9条は入館の制限、第10条では損害賠償の義務について定めております。次の第11条から第15条につきましては、将来指定管理者による管理を行う場合を想定いたしまして、その業務の範囲、管理の基準、入館料の取り扱い等について定めております。

なお、施行期日につきましては、議会の議決をいただき、平成27年7月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 昨年の入館者は何名ぐらいいたのかちょっと教えていただきたいと思うのですが、すけれども。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 申し上げます。

平成26年度、4,453名でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 4,400人というのは、ほかの資料館から見ると多いほうですか。どうですか。

○委員長（広瀬義明君） 増山課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 他の資料館と比べますと、かなり少ないというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私は、資料館として値するものかどうかということですが。ほかのところへ合併するとか、そういう形でこれ独自に存続する必要があるかどうか。私も1回行ったのです。でも、もう二度と行く必要がないかなという、そういう感じを持ちましたけれども、そこら辺はどうなのかなと思っています。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 私どもといたしましては、一番古いものは明治時代に建てられたものでございまして、かつての麻問屋、そして銀行としても使われた歴史ある建物でございまして、国の登録文化財にも指定されている建物でございまして、申しわけないのですが、十分に見ていただける価値があるものだというふうに考えておりまして、現在5,000人ほどやはり想定し

ておりますが、さらに入館者を増やして、ちょうど塚田歴史伝説館や岡田記念館さんのちょうど中間に位置するところがございますし、巴波川沿いにも立地しているところがございますので、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） では、もっと入館されるように有効にお願いします。私は、必要ないかなと思ったのです、正直。だから、そのようにしたのですけれども、今度は皆さんが入ってもらえるように、本当に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（梅澤米満君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 梅澤委員はどうかなという話でありますけれども、私は文化的な価値もあるし、必要な歴史的な遺物でもあると思うので、ぜひ市のほうできちっと運営していただいていたほうがいいかなと思っているのです。私も何度か行ったことあるのですけれども、昔昼食を出していたのです、おいしいのを。私それを目当てに行ったことあるのですけれども、そういうのは今やっているのかやっていないのかちょっと私覚えていないのだけれども、釜飯みたいなやっていたのです。そういうのは今もやられるのか、今後やっていくのか、その辺もちょっと気になるところではあるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 委員ご質問のとおり、かつて釜飯を提供をしていたというのは私も承知しておりますが、やはり運営がなかなか厳しくなりました、今年の夏ごろに昼食を提供するのは中止するというのを横山郷土館サイドからお話をいただいております。今後運営するに当たっては当面は飲食物を提供するというのは、正直現在直営で考えておりますので、難しい状況でございます。まずは、建物と展示品をごらんいただくということでございますが、将来的に指定管理等の委託を考える場合には、当然その飲食物等の提供も積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 古風なきれいな庭でしてね、食事をしながらなかなか悪くないと思うのです。畳の部屋で外を見ながら食事をしたりするのは、ぜひそういうことも将来的には考えていただければ、入館者も増えるのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） まず、料金等の件、300円ということと、下げてくださいに、これは感謝いたします。また、私も大武議員と同じで、これを残していただいて、一般の今度は市民の方々、また行事ごととか何かあったときにそこを使っただけのような、あとはイベントとか、そういうものに使っていただいて活性化していただきたいと思います。本当にありがとうございます。

○委員長（広瀬義明君） 要望で。

○委員（坂東一敏君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 第15条で入館料を当該管理者の収入として収受させるというふうにあります。が、これ指定管理者制度の中にある独立採算型と代行型と二通り、主にあるのかなというふうに思うのですが、これは独立採算型に該当するのでしょうか。料金の範囲内で運営するというのは、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 申しわけありません。ちょっと独立採算型等の指定管理の分類については、申しわけございませんが、詳しくございませんが、入館料につきましては指定管理をする場合には利用料金制度、入館者の収入とするということを想定しております。これは、私どもで所管しております山車会館等も同じような方法をとっておりまして、入館料は指定管理者の収入いたしますが、その不足分を残念ながらどうしても足りない部分が出てくると思いますので、その分を市が指定管理料、委託料として補填するというような想定でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 理解はできました。ただ、年間の維持管理費ですか、その辺はどのくらいの予算になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 今年度900万円の維持管理費を予定しております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今年度が900万円で、次年度からの予算というのはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 開館するに当たって施設を整える費用が若干かかりまして、その費用が初年度として今年度はございますが、来年度以降もほぼ同じくらいの金額の費用は必要だというふうに認識しております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私は、実はきのう、今まで入館したことのないものですから、ちょっと周り

を見てきましたら、たまたまその管理者の方が掃除をされていて、閉まっていたのですが、私はこういう者ですとお話ししましたら、どうぞと中に案内していただいたのです。見させていただきました。ただ、やはり瓦がちょっと壊れている部分とか、あとまだ雑然としていて、7月オープンという形になるかと思うのですが、ぜひ500円を300円に下げ、以前は500円で子供が300円だったのですか。今回は300円と、あとは団体が200円の無料という形になりますが、地域の魅力のある一つとして、ぜひ市のほうでも力を入れて郷土資料館として残していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号 栃木市横山郷土館条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第2、議案第75号 栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。ただいまご上程いただきました議案第75号 栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては109ページから111ページ、議案説明書につきましては129ページから133ページになります。

まず、議案説明書の129ページをお開きください。議案の提案理由であります、定住促進奨学金の創設に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。1といたしまして、定住促進奨学生の資格を定めること、また2つ目としまして定住促進奨学金の返還の猶予について定めること、3つ目としまして、定住促進奨学金の返還の免除について定めることとあります。今まで就学困難者に対して学資貸付制度に加え、本市への定住を促進することを目的に加えるもので、本市への居住など一定の条件のもと奨学金の返還を免除するものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

改正内容につきましては、130ページ、131ページの新旧対照表をごらんください。まず初めに、右側の改正欄のところになります。第1条第1項の目的に本市への定住を促進するという文言を追加するものでございます。

次に、第2条第2項におきまして、定住促進型奨学金を定住促進奨学金として就学後の定住を条件に奨学金の返還を免除することができるとした新たに定住促進の奨学金の規定を設けるものでございます。

さらに、第4項で定住促進奨学生の規定を設けるものでございます。

続きまして、第3条第1項第3号につきましては学業成績が優秀である者として、ここで学業成績の要件を加えるものでございます。

次に、4号につきましては、現行の奨学金制度の在学規定に加えまして、定住促進奨学金の要件として高校卒業後の大学、短大、専門学校等の在学要件を追加するものでございます。

また、次の7号につきましては左のページをごらんください。現行の第3条6号のところの「又は給与」その部分を削除いたしまして、今度は改正案のほうの7号になりますけれども、その後「ただし、定住促進奨学生を除く」という文言を加えるものでございます。「又は給与」この部分につきましては、今まで貸付型の制度において給付型の奨学金の併給を認めるために削除するものであります。

続きまして、第10条第2項につきましては、定住促進奨学生が卒業後1年以内に本市に住所を有し、かつ引き続き本市に住所を有する期間、奨学金の返還を猶予することができるとしたものであります。

恐れ入りますが、132、133ページをお開きください。この右側の欄の改正案、この第11条第2項におきましては、前条の第10条第2項の返還の猶予期間が5年を超えたときは奨学金の返還を免除することができるとしたもので、ここで定住促進奨学金に関して実質的な給付型の奨学金としたものであります。

次に、議案書のほうに移らせていただきます。議案書の109ページをお開きください。栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものであります。

次の110、111ページ、次のページになります。改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明したとおりであります。

111ページ中ほどの附則であります、施行期日としてこの条例は平成28年4月1日から施行するとするもので、平成28年度からの施行を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、ちょっと大きいところから入りたいと思うのですが、今回奨学金給付条例の改正ということで、定住促進の奨励金という形を盛り込むことにしてありますが、これは別立てでない条例の変更ということで対応は今までの奨学金と、今度は定住を目的とした奨学金とで整合性といいますか、何か都合の悪いところは起きないというふうに考えての、一緒にしたということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 本来なら奨学金制度というのは、先ほど申し上げたとおり就学困難者に対して貸し付けという就学資金の援助を目的としたもので、本来ならこの制度を奨学金制度についてそぐわないこともあるかなとは思いますが、現在この奨学金制度につきまして2種類の奨学金を設けることによってこの利用者に効果的にわかりやすいように、実際に利用する人が定住を目的として申請してもらおうというような内容で、その奨学金制度に盛り込むことによって若者の人たちに定住を意識してもらおうという形を目的としまして、今回は当然目的に定住促進を入れたわけなのですけれども、それで今回の場合は別立てにしないで一つの奨学金制度の中に盛り込んで、それで定住促進の効果を図ったものということになります。よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、今までの奨学金制度の中で不都合な点といいますか、これまでの定住ではなくて貸与制の奨学金の中でこれはまずいと、ここは改正すべきという点はありませんでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） それは、今までの制度の中で。

○副委員長（針谷正夫君） そうです。はい。

○教育総務課長（松本静男君） 今までの制度の方でその貸し付けをしていく中でのふぐあいとか使い勝手が悪いとか、そういう形での問い合わせとか意見等はちょっと今のところ私のほうでは聞いておりませんので、今の貸付制度については問題ないと考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、第2条の第3項にある学業成績が優秀である者というのは、

両方の奨学金に係る要綱の変更だと思いますが、その点を確認いたします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 学業成績につきましては、今までの貸付制度につきましては、その部分は盛り込んではいなかったのですけれども、その部分は当然審査会等で学業等の判断もさせていただいて、今まではその判断材料にはしてあったのですけれども、明確には成績の基準とか設けていなかった状態でした。今回は一応予定としましては、定住促進に限ったことなののですけれども、成績が3.5以上とか、そういう基準を設けさせていただく予定になっています。ただ、貸付型につきましては、あくまでも経済的就学困難者に対するの貸し付けということで、ある程度の学業成績については3.5とか、そういう基準は明確には今のところは予定することは考えておりません。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今回の答弁の中にありましたように、これまでは意欲があって、向学心があって、品行方正という項目で奨学金の縛りをかけていました。今回この学業成績が優秀である者という意味は、あげるわけですから、その点が考慮されているかなとは思いますが、これまで実質的にはこの学業の評価というものも行ってたと。それで、今回そうすると同じ基準で貸与型の奨学金も、あるいはあげる給付型ですか、それも両方同じ審査基準で選んでいるということになりますか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今までの選考方法ですと、貸付型につきましては、例えば在学中の校長先生の推薦書等での判断になってきていますので、今までと同じような審査方法ですと、これからの給付型の奨学金と同じような判断基準では行わない予定なののですけれども、今のところ給付型の奨学金についても規則等の改正等も踏まえて今検討中ですので、その辺は今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それで、一番最初に1番目と2番目に聞いたことは同じその条例の変更の中でできるのですかというふうにお聞きしました。そして、今までの問題点はあるのかということをお聞きします。それがいずれもそういうことがないということでここに来たのだとすれば、この学習成績が優秀である者ということは貸与型というのですか、今までの奨学金を利用しているものと同じ奨学金を申し込みたいという人の入り口を狭めてはならない、そのことを例えば申し込み要項に書くとか、その規則の中でそういうことを体现するという意味合いのご答弁でしたけれども、それがはっきりとわかっていかないと、もう学業成績が優秀である者というものを自分でおっしゃるとい方はなかなかもう最初にだめだと、あるいはこれがきちんと評点幾つとか出すのか、その辺のところをお聞きいたします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今のところは、評定のほうは明確には表示する予定はありません。ただ、学業成績等の優秀なる者であることというのは、パンフレット等である程度の条件等の中に加えさせていただきたいのですけれども、明確に例えばさっきの3.5とか、そういうところまで踏まえてしまいますと、先ほど言われたとおり、なかなか今までの貸付型の人たちのハードルが高くなってしまいうということで、その辺は十分これからも貸付型については間口を広げていきたいと思っておりますので、その辺は考慮させていただきたいと思っております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それは、事務内部での話であってはならないことで、広報等についても私は貸与型なので、今まで先輩方が申し込んで恐らくその情報で入ってくる方も多いたと思いますので、今までどおりのAさんが通ったのと同じような基準でいけるのだということがわかるようなメッセージ、まして今度はあげますよという場合には少々ハードルがそれは高くても仕方がないと思っておりますので、その辺がきちんとわかるような仕組みというか条例がいじれないのだとすれば、条例をそこに入れるのか、修正を加えるのか、あるいはその規則の中で変えてという形でないとなかなかちょっと無理があるのではないかと、こんなふうに思いますが、お考えを。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） その辺につきましては、これからパンフレット等も作成する予定ですので、明確にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） 了解しました。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 今学業成績が優秀である者ということで3.5以上とか、そういう規定を設けるということでしたけれども、学業以外にやはりスポーツなんかにも優秀な生徒さんたちがたくさんいらっしゃるわけですけれども、こういうスポーツ関係とか芸術関係とか、そういうことで優秀な生徒さんたちに対しての基準というのはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今のところは、先ほどの学業成績につきましては、成績証明等で添付書類として出させていただく予定なのですけれども、あと校長先生の推薦書等その中に例えばスポーツが優秀だとか、そういうことの内容も加味して審査させていただきたいので、その辺も例えばスポーツが優秀な生徒さんだったら、それが多少の審査の加点につながるというような形になると思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） ほかの自治体ではスポーツ関係で優秀な成績を全国的におさめられている方とか、そういうところにも配慮した奨学金の還付制度というのが行われているところもあるようなので、十分に検討していただければというふうに思います。

それと、続けてよろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（小堀良江君） 想定人数は何人ぐらいを想定しておられるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今回の給付型の奨学金につきましては、平成28年度の予定としまして50人を予定しております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） これまで貸付金の奨学金制度を利用して、その後栃木市内のほうに就職なり、定住なりした学生さんというか、若者たちの試算からすると、この50人というのは妥当な人数だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 50人というのは、今まで貸付型につきましては年間大体10人から20人程度の申し込みがありまして、それに対して当然給付型の奨学金につきましては増えるという形で、今まで貸し付けた実績からしますと、50人というのは当然その貸し付けた人たちが栃木市に住んでいたという実績も踏まえて妥当な人数だと考えております。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） もう一点お聞きをいたします。

議案説明書131ページの下の方に第10条第2項の一番下に返還を猶予しない場合の取り決めが書いてありますが、教育委員会が特に適当でないとする場合というその特にといい、原則としては大丈夫だよというふうな意味合いなのではないでしょうか。その特にといいるところについてお尋ねをします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） この教育委員会が特に適当でないというのは、あくまでも例えば退学とか、現在の在学事実がなくなった者は当然奨学金の猶予しないとか、そういうこともありますけれども、例えば事件性があるような事実が発覚したとか、そういうことについては当然特に適当でないというような認める事案になるかと思っておりますので、そういうケースが例えば想定されると思われれます。大丈夫でしょうか。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この給付型の奨学資金というのは、県内でもほとんどわずかでなかったかと思うのです。どういうところがほかにあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 奨学金制度で給付型の奨学金制度を現在予定していますのが宇都宮市が今年の3月に条例を改定しまして、来年の平成28年度の4月から給付を予定しているところがあります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしたことだと思うのですが、栃木市が取り組むその背景というのは定住促進ということなわけですが、特に住民の方からこういうのつくってくれとか、そういう要望があったのかどうか、それとも執行部のほうで定住促進でこういうのあったほうがいいのかということできつられたのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 栃木市において幾つか定住促進の政策事案がいろいろ出てきた時点で、その中で就職支援とか、そういうことも出てきましたけれども、その中の一つの政策の案件として、栃木市として奨学金の制度を利用した定住促進制度をつくろうという形で住民のほうからの提案という形ではありませんでしたけれども、この定住促進事業に対して奨学金制度を利用するという形で栃木市のほうで決めさせていただきました。これは、当然もちろん市長のマニフェストのほうにも入っていることでして、栃木市版の奨学金制度を創設をしたいというマニフェストの内容にも盛り込んであることから、栃木市としては奨学金制度の中で定住促進の制度を入れていくというような経過でこの制度の改正をさせていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） とてもいい条例だと思うのです。先ほどから話題になっている学業成績優秀というのは、私もちょっと心配するわけです。強い勉学の志があれば優秀でなくてもいいのではないかと、従来どおりというふうには思われるわけです。頭のいい人は受けられて、頭の悪い人は受けられないというようなことは、ある意味差別といえば差別なわけです。そういう意味では強い志を持てばみんなというようなことのほうが、先ほど針谷委員もそこをおっしゃっているのだと思うのですが、そういうことのほうが栃木市ではいいのではないかなと私は思いますけれども、その辺は規則の中で今後定めていくということですが、しっかりお願いしたいというふうに思います。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど針谷議員の質問による答弁の中で従前の奨学金の審査方法とはちょっと違うという内容でありましたが、今検討されている今後の手順というのですか、どのような組織がどのような基準で選考するのかというのがわかれば教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 現在給付型の奨学金につきましては、以前議員研究会のほうで説明させていただきましたけれども、まず9月ごろにパンフレットを市内の高校に配布いたしまして、11月から募集をかけまして、1月までに募集を終了して、2月に審査会として選考させていただく予定です。審査会につきましては、今までの貸付条例の中で審査会の規定も、これとはまた別なものですけれども、審査会の規定もありますので、教育委員会内の奨学金の貸し付けの審査会にかけて、それで選定させていただく予定です。2月に審査を終了しまして、3月に決定して4月から貸し付けという予定であります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それは、審査のスケジュール的なものなのですが、私がちょっとお聞きしたいのはどのような組織がどのような基準で選考するのかというのをわかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 申しわけありません。ちょっと手元に審査会の規定がありませんので、後ほどちょっとお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、後ほどということよろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに。

どうぞ、青木委員。

○委員（青木一男君） 要望なのですが、この奨学金を得るために学業成績の方とスポーツ関係も該当するかかわからないのですが、やはり定住促進が目的でありますので、5年間経過したときにあとは返済はもうしなくてもいいという形になるわけですから、あとは栃木市から離れてもいいのではないかとかではなくて、やはりその方が本当に定住していただくように、そしてまた栃木市に対して貢献していただけるように、その期間、そういった形で何らかの対策をとっていただければあり

がたいなと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 先ほどの青木委員の質問の中で審査会の委員の構成等なのですが、一応栃木市奨学生選考委員会規程というものがあまして、その組織としましては委員長と委員5人以内で組織する組織で審査をさせていただきます。委員のメンバーとしましては、教育委員会が所属するメンバーとして教育長、また教育部長、それと中学校の校長会の代表、それと高等学校の栃木市支部の代表というような内容のメンバーで組織した選考委員会で審査をさせていただきますということになります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第75号 栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第3、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

当局から説明を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 続きまして、議案第76号のご説明をさせていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第76号 工事請負契約の締結について、議案書につきましては112ページ、議案説明書につきましては134ページから139ページになります。

初めに、議案説明書の134ページをお開きください。提案理由であります、大平中学校の校舎改築建築工事の工事請負契約を栃木市大町18番12号の大木・荒川・牧田特定建設工事共同企業体、代表者株式会社大木組、代表取締役大木敬と締結することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、工事の概要につきましてご説明をいたします。135ページの参考欄をごらんください。工事名につきましては、大平中学校校舎改築建築工事であります。工事の場所につきましては、栃木市大平町蔵井地内になります。工事の概要であります、建築工事といたしまして、校舎につきましては鉄筋コンクリートの3階建ての校舎で、建築面積は2,862.16平米、床面積は6,065.97平米であります。また、駐輪場が鉄骨づくりの平家建ての601.02平米、また渡り廊下が同じく鉄骨づくりの平家建ての117.56平米であります。

次に、136ページをごらんください。配置図であります。旧校舎等をまず取り壊しまして、配置図のとおり北側の位置に校舎を建設する予定であります。

次に、137ページ、138ページにかけては平面図になります。新校舎につきましては、1階が管理諸室、また特別教室、特別支援教室を1階に配置しまして、2階、3階に普通教室を配置しております。教室の数につきましては、普通教室が12室、特別支援教室が2室、それと特別教室、理科室等ほか13室、また管理諸室につきましては校長室等ほか11部屋になります。その他としまして多目的室、またはトイレ等があります。

さらに、139ページ、立面図であります。屋根は、耐久性にすぐれた数多く採用されていますフッ素ガルバリウム鋼板、外壁はコンクリートの打ちっ放しで、防水型複層塗材仕上げで施工いたします。また、廊下や普通教室につきましては、木の温かさ、優しさを感じるよう腰部まで杉板張りとしております。

恐れ入りますが、議案書の112ページをごらんください。議案第76号 工事請負契約の締結についてということで、次により工事請負契約を締結することについて地方自治法第96条1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、1といたしまして、契約の目的は大平中学校校舎改築建築工事であります。2といたしまして、契約の方法は事後審査型条件つき一般競争入札であります。3といたしまして、契約金額が15億9,732万円であります。4といたしまして、契約の相手方が大木・荒川・牧田特定建設工事共

同企業体であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと何点か質問させていただきます。

まず、大平中学校の校舎改築に至った背景についてお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 大平中学校の耐震化計画につきましては、当初旧大平町の耐震計画に基づいて耐震計画を立てさせていただいたところなのですが、その後耐震計画の見直しを平成23年度に行いまして、その後その耐震計画に基づいて耐震、当初は旧大平町の耐震計画の時点では耐震1次診断まで行っておりまして、2次診断までは行っていない状態です。2次診断の結果、栃木市の方針としましてI s 値が0.3以上か以下かによって耐震補強をするか、改築をするかの判断を行っていたところでありまして、2次診断を行った結果、大平中につきましては0.3以上の校舎も実際にありまして、こちら耐震補強となるところなのですが、その結果をもとに行った経過はありますけれども、実際に大平中につきましては50年以上の経過年数もたっております関係上、改築のほうの計画を立てさせていただいたところでありまして、その改築につきましては、当然0.3以上I s 値がありますと、補助の関係もありますので、その後別な調査としまして耐力度調査という形で調査をさせていただきました。それによりまして、実際にI s 値が0.3以上超えていても、もう一度もっと細かい調査を行って、その耐力度調査の結果が4,500点以下ですと、改築のほうの補助も受けられるということで、実際に耐力度調査を行った結果、校舎につきましては4,010点という点数が出まして、補助の該当する事業というか校舎の改築のほうの数字が出た結果に基づいて当初は耐震補強のところを、当然経過年数もたっていて、その補強する自体の効果も余り見込めないということで改築に変更させてもらった経過があります。ちょっとなかなかうまく説明できないのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 耐震計画が新築に変わったということについては、今おっしゃったようにいろいろあって、私そこをとやかく言えないというか、わからないわけですが、耐震の新築校舎になることによって、これは補助金というのは幾らくらい出るのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 改築につきましては、補助金につきましては3分の1ということで事業費ベースで、現在国庫補助につきましては、耐力度調査によってその数字の、I s とか耐力度調査、その調査の結果によって、その事業の内容が、名称が違ってくるのですが、

補助率については3分の1になります。建築の校舎につきましては、現在やっぱりこの基準面積という面積がありまして、それはクラスの数とか、そういうことを考慮して国の補助事業の基準面積という面積が決められてきます。その基準面積が現在は4,604平米ということで申請をしております。それで、交付金の金額につきましては、平成27年度、今年度の内示額としまして2億1,942万円の内示額になっております。それで、平成28年度につきましては、現在のところは6,700万円程度の予定をされております。合計で2億8,642万8,000円の国庫補助を見込んでおります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 一応校舎改築で15億9,732万円の予定価格ですよ。これは、どういうふう
に計算したのかというか、どこの誰がどうやってこれを見積もったのか、ちょっとお伺いしたいと思
います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 工事の設計につきましては、宇都宮のA I S総合設計というところ
で業務委託の実設計の設計をいたしまして、その数字の内容で市のほうで金額の設計のほうはさ
せていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） A I Sですか、宇都宮の。

○教育総務課長（松本静男君） はい。

○委員（大武真一君） そうですか。

坪当たりの単価をちょっと確認したいのですけれども、これは校舎改築だけではなくて電気とか
次あるのですけれども、そこも含んで坪当たりの値段というのは幾らぐらいにこれはなるのでしょ
うか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 平米単価につきましては、うちのほうで別々に計算すれば出るの
ですけれども、電気とか機械の場合にはその面積等は出ませんので、あくまでも建築、電気、機械の
請負額の合計に対して面積で割り込んだ数字で話させてもらいます。大平中につきましては、35万
6,000円平米単価になります。ただこれについては、先ほど申し上げた駐輪場とか渡り廊下も含ま
れた金額になります。それを除きますと33万程度の金額になると思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これの落札率は何%なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 校舎の建築工事につきましては、落札率が96.43%になります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 契約のことだからわからないということであれば審議はできないわけですし、その意味では回答していただくためにも今いらっしゃるわけだから、指名しても別におかしくはないと思うのですけれども。

○委員長（広瀬義明君） 私から指名することはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

大武委員。

○委員（大武真一君） それでは、審議はできないということだから、改めて来ていただくとかするということをししないと審議は進まないですよ。今おっしゃっているのは、詳しいことはよくわからないよとおっしゃっているわけです、実際にね。だから、詳しいこと今わかる方に来ていただいて聞く必要があると私は思いますけれども。

○委員長（広瀬義明君） 小林教育部長。

○教育部長（小林勝夫君） 私のほうで。細かい基準というのは私のほうも把握はしておりませんが、今回3社になった理由として1つは、先ほど課長が申しあげましたように、工事規模が非常に大きい規模だということが考えられます。また、もう一つ既に新聞報道等でありますように、大変工事等が今不調になったり、あるいは資材が高騰しているということもありますので、工事始まる前にはある程度資金力がないと当然資材の購入もできないということもありますので、そういうふうな、あるいは工事をやるような人夫の方、いわゆる作業員の方、これを集めるという点もあります。そういうものを総合的に判断して今回3社というふうになったと思います。非常に今各地で工事が延びたり、あるいは不調に終わったりという状況がありますので、そういうものを加味されたのかなというふうに私のほうは考えています。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いや、私の質問にはお答えになっていないのです、今の話は、具体的にはね。具体的に細かい話を常任委員会だから、質疑ですから聞いているわけです。総括、大綱質疑なら別ですけれども、詳細な質疑を今させていただいている中で今契約検査課長も、実は榎本課長おいでですよ。恐らく回答はできるのだろうと私は思うのですけれども、そういうところの回答がなぜできないの、私は不思議でなりません。回答してください。

〔「来ていない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） いらっしゃらない。

〔「見間違えたんだ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） はい。回答してもらっていないのだけれども、これいつも言っていることなのですけれども、なかなかこういう、契約検査課からもう事前に来てもらって委員長に要望ですけ

れども、契約のことだから細かい話も入る場合もあるではないですか。その場合、やっぱり契約検査課長にも来ていただくということをぜひ検討してもらわなければ、私はこういうふうに答えられませんと、こうなるわけですよ。これは余りいいことではないと私は思うのですけれども、ですからこれは今回要望にしておきますけれども、それで96.4%という落札率は、私は非常に高いというふうに思っていますけれども、その辺の次が97.2%、97.7%というような応札の中で96.4%という、非常に私は高い落札率であろうと。その辺の危機感をお持ちであろうと思うのですけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 落札率につきましては、まず予定価格決めて入札を行うということは皆さんご存じだと思うのですけれども、予定価格というものがまず現場の条件等踏まえて、それで最も妥当であるという金額を、標準的な工法で施行するための金額をまず出して、それで予定価格を設定するわけなのですけれども、その予定価格というのは当然全て現場に必要な経費でありますし、必要な価格で適正な設計方法に基づいて当然算定したものでありますので、それをかなり下げるということはあくまでも企業努力で下げさせていただいておりますので、標準的な工法で積算された価格を企業努力で下回っているということは、かなり競争をした結果で、例えば96%とかそういう数字になってきていると思われまます。それなので今回の落札率につきましては、特に高いという率ではないと私どものほうとしては考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私の認識とは全然違うのです。95%以上というのはとても談合の疑いが、話し合いの疑いが強いというのは、全国オンブズマン組織のデータ処理です。集計結果です。90%から95%というのが大体疑いがあるねと。95%を超えともう極めて濃いというのが全国オンブズマン組織のデータで言っております。これは、名古屋に本部があるのですけれども。私も、ですからそういう意味では80%台に落ちるといいなという思いがあるのですけれども、宇都宮市とか司直の手が入ると7割台に落ちるのです。まず入札の平均が。そのうちまた戻っていく、8割、9割に戻ってくるのです。宇都宮市も9割ぐらいになっていると思うのですけれども、過去宇都宮市は3回ぐらい司直の手入りましたよね。ご存じだと思うのですけれども、そういうことで三重県とか、ああいうところの立派な知事のいらっしゃる市とかあるところは、物すごく落札率は低いです。8割台です。

そういう全国的な話の中も含めて私は非常に危機感を持っていて、実はいろんなテクニックがあるのです。例えば一つ提案させていただくと、設計価格を出しておいて、予定価格は開札前にくじで決めて予定価格をつくり出す自治体があるのです。というのわからないわけね。要するにわかります、この意味。ある意味歩切りをするわけです、二、三%とか。その場でくじで決めるのです。

それ以上のところはもうアウトとするわけです。まず、設計価格を出すわけです、オープンに。開札直前にくじ引くわけ、その契約担当の方が。そして、予定価格は98%、設計価格の98%とか99%とするわけです。そうすると、これ話してしまってもだめなのです。そういうことをしている自治体もあるのです、実際に、研究すると。そういうことも含めてぜひ単なる、私は条件つきだから、どういう条件をつけているのか聞こうと思ったけれども……

○委員長（広瀬義明君） 大武委員、長くなりますか。

○委員（大武真一君） 時間が長くなって、委員長も言うておられるから、もうやめますけれども、そういう努力をぜひしていただきたいということを要望にして終わります。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） したがいまして、もう少しやっぱり競争性とか公正性、透明性に向けて栃木市の基本方針は競争性を上げることになっているわけだから、努力が不足しているとは思っているのです。いつまでたってもこの、最近上がっているのです。昔は95%以下で、95%ルールとかがあって、90%から95%の間ぐらいでずっとやっていたのだけれども、今は96%を軽く超えてしまっている、大きいのは特に。だから、そういう意味では、もうちょっと知恵を出したやり方というのを部長、これ考えてもらいたいのです。そうでなければ税金の無駄遣いはいつまでたってもなくなる。そういうのを含めて私は賛成することはできません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって討論を終了させていただきます。

ただいまから議案第76号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	針谷正夫	青木一男	坂東一敏	古沢ちい子	小堀良江
		梅澤米満				
〕	反 対	大武真一				

○委員長（広瀬義明君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時08分)

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第4、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） ただいまご上程いただきました議案第77号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。議案書につきましては113ページ、議案説明書につきましては140ページになります。

まず初めに、議案説明書の140ページをごらんください。提案理由であります、大平中学校校舎改築電気設備工事の工事請負契約を栃木市平井町523番地7の大興・トリタ特定建設工事共同企業体、代表者大興電気工業株式会社、代表取締役小林宏氏と締結することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、工事の概要につきましてご説明をいたします。参考欄をごらんください。工事名は、大平中学校校舎改築電気設備工事であります。工事の場所につきましては、栃木市大平町蔵井地内にあります。工事の概要であります、電気設備工事といたしまして改築校舎における電灯設備、また動力設備、受変電設備、それと発電設備、構内情報通信網設備、また構内交換設備などがあります。

恐れ入りますが、議案書の113ページをごらんください。議案第77号 工事請負契約の締結について、次により工事請負契約を締結することについて地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1といたしまして、契約の目的は大平中学校校舎改築電気設備工事であります。2といたしまして、契約の方法は事後審査型条件つき一般競争入札であります。3といたしまして、契約金額は2億7,432万円であります。4といたしまして、契約の相手方は大興・トリタ特定建設工事共同企業体であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 事後審査型ということで一般競争の事後審査型ですけども、条件つきです

よね。どういう条件をつけてそういう事後審査したのかお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 条件につきましては、入札公告に書いて示してあるとおりなのですが、代表的なところだと、まず構成員の格付としましてAランクの業者または総合点数と、まず建設業法における建設業の許可の中で特定建設業の許可を受けているところ、また栃木市内に本店舗があるところというような内容の審査内容になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これらの耐震設計はもちろん電気もされているのですけれども、震度は幾つくらいまでに耐えられるような設計になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 申しわけありません。ちょっと手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） では、後で。恐らく6とか7ぐらいまでいくと思うのです。6はありますから、7ぐらいいくのだと思うのだけれども、後で答えていただくと。それで、落札率は幾つなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今回の電気工事につきましては、落札率96.86%になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いずれにしても95%を超えるような、確かに原発の話とかいろいろな材料が逼迫したり、人件費が逼迫しているのはわかるけれども、それにしても95%を超えるような落札というのは、私は非常に問題があると思っております、その辺の考え方を再度お伺いしたいと思えます。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 落札率につきましては、先ほどご説明したとおりで、最も予定価格に対して妥当な算定をした、その算定した数字におきまして、100%を下回るということは企業努力によって、また競争の原理によって100%を下回っているという結果が今回の場合は96%ということになってきますので、その落札率については特に高いという落札率とは考えておりません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 落札率が100%以内であれば妥当というのは、どういう根拠でそういうお話

されるのかわからないのだけれども、根拠のない話であってわからないのだけれども、例えば工事見積もり仕様書をとって、きっちと材料費だ、人件費だ、資材費だ、機械費だというのをチェックした上で妥当であるというふうな判断を私はしなくてはいけないと思うのですけれども、その辺はきっちとされているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） はい、その辺はしっかりチェックしておりますので。

○委員（大武真一君） 本当ですか。

○教育総務課長（松本静男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひ今この場にはうそはなしですから、きっちとチェックをしているという話で、そのとおりしていなかったら問題になるわけですけれども、そういうことであればそういう根拠のある話というふうに理解はできますけれども、これは6企業体が応札していますよね。6企業体から全ての詳細見積書というのとはっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 入札参加者が今回の場合は6企業体ということで、全て当然入札に応じておりますので、金額的な入札、札については入札されておりますので、その金額自体の入札までになっております。それと、当然入札については今工事内訳書というものも提出させておりますので、その内訳書をもとに積算した結果は提出されております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっとわからなかったのですけれども、詳細な入札内訳書、人件費とか材料費とか、全てずっと何ページにでもなると思うのですけれども、何十ページも、そういうのは全応札者徴収されているという理解でよろしいですね。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 入札の時点ではそこまでの細かい資料の提出は求めておりませんので、先ほど申した工事内訳書については工事原価とか、諸経費についての代表的な数字の内容で内訳書を提出いただいております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これ要望にしますけれども、ぜひ今の時点ではとっていないという話ですよ。ぜひとってもらいたいのです。どうせ見積もりされているわけだから、そして応札されているわけだから。ですから、せっかく長時間かけて恐らく何週間もかかって各会社は計算されているわけです。それをとってその中でいろいろ判断するということが私はいいと思うのです。でないこそ

の詳細な松本教育総務課長がおっしゃったような競争性は保たれているのだというような判断は、そういうことの中からするということになると思うので、ぜひ応札の時点で詳細な入札見積書は徴収するというようなことを検討していただきたいというふうに思います。これは要望で結構ですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

先ほどの震度についてお答えをお願いいたします。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 先ほどの大武議員の質問に対して、現在震度基準というのは改めてありませんけれども、新耐震基準のその基準に基づいて設計しておりまして、震度6.7までは耐えられるというような構造で今のところは設計しております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これにつきましても落札率の高さも含めて96.8ですか、それから競争性を確認する作業というのは、やはりもう少し弱いということを含めて私は賛成することができません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第77号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	針谷正夫 青木一男 坂東一敏 古沢ちい子 小堀良江
		梅澤米満
	反 対	大武真一

○委員長（広瀬義明君） 起立多数であります。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第5、議案第78号 工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

当局から説明を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第78号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。議案書につきましては114ページ、議案説明書につきましては141ページになります。

まず初めに、議案書説明書の141ページをごらんください。提案理由であります、大平中学校校舎改築機械設備工事の工事請負契約を栃木市大平町北武井498番地2の山中・サルカン特定建設工事共同企業体、代表株式会社山中設備工業、代表取締役山中宏之と締結することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、工事の概要につきましてご説明をいたします。参考欄をごらんください。工事名につきましては、大平中学校校舎改築機械設備工事であります。工事の場所につきましては、栃木市大平町蔵井地内でございます。工事の概要であります、機械設備工事としまして、改築校舎における冷暖房設備、換気設備、自動制御設備、また衛生器具設備、給水設備、また排水設備などがあります。

恐れ入りますが、議案書の114ページをごらんください。議案第78号 工事請負契約の締結について、次により工事請負契約を締結することについて地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

1といたしまして、契約の目的は大平中学校校舎改築機械設備工事であります。2といたしまして、契約の方法は事後審査型条件つき一般競争入札であります。3といたしまして、契約の金額が2億9,268万円であります。4といたしまして、契約の相手方は山中・サルカン特定建設工事共同企業体であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 応札のグループの数を教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 3共同企業体になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） とても少ないような感じがするのですけれども、先ほどの電気は6グループ、今度は機械設備。どうしてこんなに応札者グループが少ないのかちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 参加可能な業者数は18あったわけなのですけれども、公告をいたしまして実際に参加した企業体は3共同体ということで、実質6社ということになります。ただ、これは企業等の事情等、また直前にジョイント等組めなかったり、そういう個別の事情等もありますので、結果的に3企業体になったと思われまます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 18社がそれぞれたくさんの仕事を抱えているのではないかというような話のようですけれども、わかりませんよね。落札率は幾つでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 落札率については97.06%になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望になりますけれども、これにつきましても私は95%を特に超えるのはやっぱり問題があると思っていて、今言っているようにいろんな形のやり方があるって、くじを引いて予定価格を決めたりするわけですから、数字を引いて。そういう自治体もあるのです。だから予定価格はわからないわけですから、開札直前まで。そういうことをしたりするところもあるので、研究していただいて、これから事前に応札のときには詳細な見積もり内訳書を出していただくとか、そういうのもあるわけだから、そういうのを見ながらしっかりチェックしていただければと思います。要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これにつきましても、競争率の観点から見てもやはりもう少し執行部としても競争性を高めるような努力が私は不足していると思っているものですから、しかも結果的に97%というような形でありますので、賛成することはできないということでもあります。

○委員長（広瀬義明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第78号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成 針谷正夫 青木一男 坂東一敏 古沢ちい子 小堀良江
梅澤米満
反対 大武真一

○委員長（広瀬義明君） 起立多数であります。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第6、議案第79号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） では、ただいまご上程いただきました議案第79号 工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきます。議案書につきましては115ページ、議案説明書につきましては142ページ、143ページになります。

まず初めに、議案説明書の142ページをごらんください。提案理由であります、平成26年第4回栃木市議会定例会において議案第112号として議決を経た大平南小学校校舎改築建築工事請負契約、館野・山野井・山中特定建設工事共同企業体の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要につきましては、変更前の契約金額が15億12万円に対し、変更後の契約金額が15億2,119万800円となり、2,107万800円の増額となるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、参考欄をごらんください。契約の相手方、工事名、工事場所につきましては、前回議決いただいた内容と変更ありません。

次に、143ページの工事概要をごらんください。工事概要につきましては、面積、構造等の変更はございません。

今回の変更内容につきましては、工事請負契約第26条第6項のインフレスライド条項の適用による契約金額の変更が主なものになります。

また、工事を進める中で毎週学校の関係者または近隣の住民等の意見等も踏まえた上で工事内容の見直しを行い、また工事内容の一部をその見直しに伴い、工事内容の一部を変更させていただきました。

変更内容につきましては、経費の削減による変更として屋根の上につける丸環とバルコニーの手すり仕様変更、または児童の安全等に配慮したための正門前の植栽等の変更等がございます。また、

現場状況に合わせて設計の精査を行い、校庭西側のヒマラヤ杉の伐採等、幾つかの変更を行い、スライド条項による変更とあわせて今回の変更金額といたしたところであります。

恐れ入りますが、議案書の115ページをごらんください。議案第79号 工事請負契約の変更について、平成26年第4回栃木市議会定例会において議案第112号として議決を経た工事請負契約、大平南小学校校舎改築建築工事の一部について次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものであります。契約の金額は15億2,119万800円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第7、議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） ただいまご上程をいただきました議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の34、35ページをお開きください。6款1項5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は329万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。多面的機能事業費（岩舟）につきましては、平成27年度から新たに

多面的機能支払交付金の活動に取り組む2地区と継続地区1地区の面積拡大の変更に対する交付金であります。

続きまして、42、43ページをお開きください。10款4項2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は75万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。吹上公民館管理運営費につきましては、細堀自治会公民館の改修費用の補助金を増額するものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。22、23ページをお開きください。一番下の表になります。15款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は246万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。多面的機能支払推進交付金につきましては、岩舟地域の新規2地区と継続地区1地区の面積拡大に対する増額分の県補助金であります。

以上もちまして、平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 歳出の35ページなのですが、多面的機能事業費（岩舟）なのですが、これ当初予算ですと1,307万9,000円という形で今回329万円の補正ということになりますが、新規2地区、継続1地区ということなのですが、その地区名を教えてくださいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） 昨年度からの継続地区につきましては、駒場地区でございます。新たに2地区でございますけれども、岩舟の西根地区と三谷地区になります。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その金額等の内訳をちょっとお願いしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） それでは、拡大によります増加の地区、駒場地区でございますけれども、農地維持支払いの取り組みといたしまして、田の755アールでございます。新規の地区といたしまして、西根地区におきましては田の2,300アール、そして畑の100アールでござ

います。もう一つの三谷地区でございますけれども、三谷地区におきましては田3,596アール、畑655アールの新規でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その金額等の内訳というのはわかりますか。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） 金額につきましては、駒場地区の増加に伴いまして、交付金増額が22万6,500円でございます。新規地区におきまして、西根地区におきましては113万4,800円の新規でございます。また、三谷地区におきましては192万7,820円の交付でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎発言の訂正

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 申しわけありません。大武議員の質疑の中で震度基準という内容のご質問があったところでちょっと私のほうで見間違いまして数字のほうを訂正させていただきたいと思っております。先ほど震度6.7まで耐えられるというような答弁をさせていただいたのですけれども、6から7程度ということになります。申しわけありません。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員、よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい、わかりました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬義明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前11時52分）